

池田市

美しいまち推進条例

が制定されました。

ちごしたらあかんでえ〜

きれいにしよう!

次の行為は、「池田市美しいまち推進条例」により禁止されています。



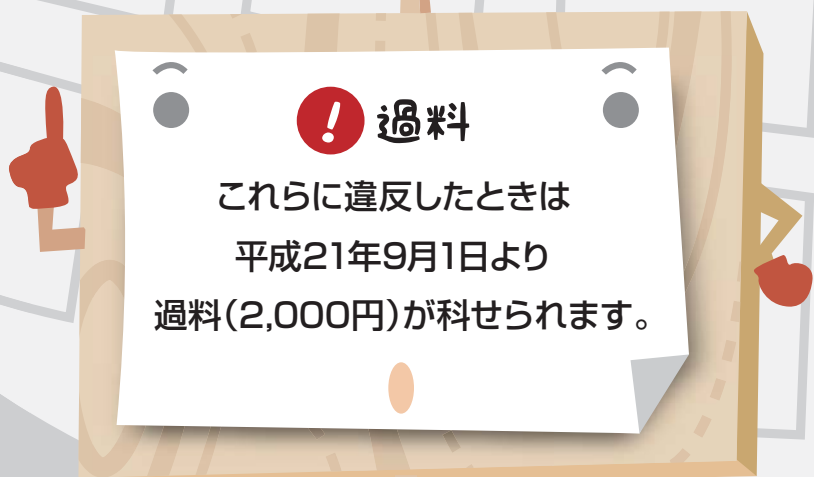
ペットのふんの放置



ポイ捨て



落書き行為



！ 過料

これらに違反したときは
平成21年9月1日より
過料(2,000円)が科せられます。



池田市

